

県公式観光サイトを活用した県産品販売支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の影響により対面販売に苦慮する県産品製造事業者等（以下「事業者」という。）に対して、県公式観光サイトを通じて販売する県産品の送料補助及び割引補助を行うとともに、県産品や県公式観光サイトの魅力を発信することで県産品の販路拡張、売上向上を図るため、次条に規定する補助対象事業を実施する一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、協会が行う次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 事業者が県公式観光サイトで販売する県産品に係る送料補助及び割引補助に関する事業
- (2) 県公式観光サイト及び県産品の広報に関する事業
- (3) 第1号及び第2号の事業を行う上で必要な事業

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費とし、当該経費に対する補助率及び上限額は、別表に定めるとおりとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとし、補助金の交付を申請しようとするものに対し通知するものとする。

(添付書類の省略等)

第5条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書及び変更交付決定通知書の様式は、様

式第2号及び様式第4号のとおりとする。

- 2 規則第6条第2項に定める必要な条件とは、協会が事業者に要綱第2条第1号に掲げる補助金を支給する場合において、次に掲げる事項を条件として付さなければならないことをいう。
 - 一 要綱第12条第1項に定める補助金の返還事由が生じた場合においては、速やかに協会に報告してその指示を受けなければならないこと。
 - 二 補助金に関する報告及び立入調査等について、県及び協会から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(補助事業の内容の変更等)

- 第7条 協会は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、様式第3号の県公式観光サイトを活用した県産品販売支援事業補助金に係る補助事業の(内容・経費の配分)変更承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
- 2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は次に掲げるとおりとする。
 - 一 補助対象経費の増減が全体の経費の20%以内のもの
 - 二 事業内容を大幅に変更しないもの

(状況報告)

- 第8条 協会は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式)

- 第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。
- 2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日以内又は3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

- 第10条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第6号により行うものとする。

(補助金の支払方法)

- 第11条 知事は、必要があると認めたときには、前条で通知する交付決定額を限度として、補助金の概算払いをすることができる。
- 2 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第7号による請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

- 第12条 協会は、補助金の返還事由が生じた場合には、様式第8号による報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告を受けた場合には、当該返還事由の範囲内において、要綱第6条の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 3 知事は前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 4 前項に基づく補助金の返還については規則第17条の規定を適用し、補助金の返還に係る加算金及び延滞金については規則第18条の規定を適用する。
- 5 前各項の規定は、要綱第10条の規定による交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(書類の整備等)

- 第13条 協会は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了後5年間保管しなければならない。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月5日から適用する。

別表（第3条関係）

補助金の交付対象となる経費及び補助率は以下のとおりとする。

補助事業の区分		補助対象経費		補助率
番号	事業名	経費区分	経費区分の明細	
1	事業者が県公式観光サイトで販売する県産品に係る送料補助及び割引補助に関する事業	負担金、補助及び交付金	事業の実施に関する補助金	10分の10以内
2	県公式観光サイト及び県産品の広報に関する事業	人件費	事業の実施に伴う職員の報酬、共済費	
		旅費	事業の実施に伴う職員の旅費	
		印刷製本費	事業の実施に伴う印刷費、資料製本費等	
		需用費	事業の実施に伴う消耗品費等	
		役務費	事業の実施に伴う通信運搬費、広告費、手数料等	
		委託費	事業の実施に伴う事業委託費	
		備品購入費	事業の実施に伴う備品購入費	
		その他事業の実施に必要な経費	その他事業の実施に必要な経費（あらかじめ費用の内訳を示したものに限り。）	
3	第1号及び第2号の事業を行う上で必要な事業	人件費	事業の実施に伴う職員の報酬、共済費	
		旅費	事業の実施に伴う職員の旅費	
		印刷製本費	事業の実施に伴う印刷費、資料製本費等	
		需用費	事業の実施に伴う消耗品費等	
		役務費	事業の実施に伴う通信運搬費、広告費、手数料等	
		委託費	事業の実施に伴う事業委託費	
		備品購入費	事業の実施に伴う備品購入費	
		その他事業の実施に必要な経費	その他事業の実施に必要な経費（あらかじめ費用の内訳を示したものに限り。）	

様式第1号（第4条関係）

県公式観光サイトを活用した県産品販売支援事業補助金交付申請書

令和 年 月 日
第 号

（宛先）
埼玉県知事

所在地
申請者 名称
代表者名

下記により、県公式観光サイトを活用した県産品販売支援事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|---------------|-------------|------------|
| 1 補助金交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 補助事業の目的及び内容 | 別紙事業計画書のとおり | |
| 3 補助事業の期間 | 令和 年 月 日から | 令和 年 月 日まで |

別紙

県公式観光サイトを活用した県産品販売支援事業補助金事業計画書

1 事業計画

(単位：円)

	事業名	事業の内容	補助対象経費
1	事業者が県公式観光サイトで販売する県産品に係る送料補助及び割引補助に関する事業		
2	県公式観光サイト及び県産品の広報に関する事業		
3	第1号及び第2号の事業を行う上で必要な事業		
小 計			

2 積算資料

(単位：円)

補助事業の区分		補助対象経費		交付申請額
番号	事業名	経費区分	経費区分の明細	
1	事業者が県公式観光サイトで販売する県産品に係る送料補助及び割引補助に関する事業	負担金、補助及び交付金	事業の実施に関する補助金	
2	県公式観光サイト及び県産品の広報に関する事業	人件費	事業の実施に伴う職員の報酬、共済費	
		旅費	事業の実施に伴う職員の旅費	
		印刷製本費	事業の実施に伴う印刷費、資料製本費等	
		需用費	事業の実施に伴う消耗品費等	
		役務費	事業の実施に伴う通信運搬費、広告費、手数料等	

		委託費	事業の実施に伴う事業委託費	
		備品購入費	事業の実施に伴う備品購入費	
		その他事業の実施に必要な経費	その他事業の実施に必要な経費（あらかじめ費用の内訳を示したものに限る。）	
		小計		
3	第1号及び第2号の事業を行う上で必要な事業	人件費	事業の実施に伴う職員の報酬、共済費	
		旅費	事業の実施に伴う職員の旅費	
		印刷製本費	事業の実施に伴う印刷費、資料製本費等	
		需用費	事業の実施に伴う消耗品費等	
		役務費	事業の実施に伴う通信運搬費、広告費、手数料等	
		委託費	事業の実施に伴う事業委託費	
		備品購入費	事業の実施に伴う備品購入費	
		その他事業の実施に必要な経費	その他事業の実施に必要な経費（あらかじめ費用の内訳を示したものに限る。）	
		小計		
		総計		

3 その他参考となる事項

添付書類：事業の内容の細目及び経費の積算根拠を明らかにした書類

様式第2号（第6条関係）

県公式観光サイトを活用した県産品販売支援事業補助金交付決定通知書

令和 第 年 月 日 号

申請者
代表者 様

埼玉県知事 (公印省略)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった県公式観光サイトを活用した県産品販売支援事業補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付方法 概算払い
- 3 交付条件
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の変更（基金の処分を含む。）をしようとするときは、知事の承認を受けること。
ただし、要綱第7条第2項で定める軽微な変更の場合は、この限りではない。
 - (2) 申請書の事業の中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けること。
 - (3) この補助金を目的外に支出したときは、補助金の一部又は全額の返還を命じることがある。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (5) 事業者が県公式観光サイトを活用した県産品販売支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第2条第1号に掲げる補助金を支給する場合においては、次に掲げる事項を条件として付さなければならないこと。
 - ア 要綱第12条第1項に定める補助金の返還事由が生じた場合においては、速やかに協会に報告してその指示を受けなければならないこと。
 - イ 補助金に関する報告及び立入調査等について、県及び協会から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

様式第3号（第7条関係）

県公式観光サイトを活用した県産品販売支援事業補助金に係る
補助事業の（内容・経費の配分）変更承認申請書

令和 年 月 日
第 号

（宛先）
埼玉県知事

所在地
申請者 名称
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた
補助事業の（内容・経費の配分）を下記のとおり変更することについて承認
を受けたいので、県公式観光サイトを活用した県産品販売支援事業補助金交
付要綱第7条第1項の規定により、申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 変更内容

様式第4号（第6条関係）

県公式観光サイトを活用した県産品販売支援事業補助金変更交付
決定通知書

令和 第 年 月 日

申請者
代表者 様

埼玉県知事 (公印省略)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった県公式観光サイトを
活用した県産品販売支援事業補助金については、下記のとおり変更交付
します。

記

1	既交付決定額	金	円
2	変更後の交付決定額	金	円
3	差し引き増減額	金	円
4	変更理由		

様式第5号（第9条関係）

県公式観光サイトを活用した県産品販売支援事業補助金事業
実績報告書

令和 年 月 日
第 号

（宛先）
埼玉県知事

所在地
申請者 名称
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた
県公式観光サイトを活用した県産品販売支援事業補助金事業が完了したの
で、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を
添えて、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|------------|--------------------------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 実績額（又は精算額） | 金 | 円 |
| 3 | 補助事業の実績期間 | 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで | |
| 4 | 補助事業の成果 | 別紙補助金事業実績書のとおり | |

別紙

県公式観光サイトを活用した県産品販売支援事業補助金事業実績書

1 事業報告

(単位：円)

	事業名	事業の内容	執行額
1	事業者が県公式観光サイトで販売する県産品に係る送料補助及び割引補助に関する事業		
2	県公式観光サイト及び県産品の広報に関する事業		
3	第1号及び第2号の事業を行う上で必要な事業		
小 計			

2 計算資料

(単位：円)

補助事業の区分		補助対象経費		執行額
番号	事業名	経費区分	経費区分の明細	
1	事業者が県公式観光サイトで販売する県産品に係る送料補助及び割引補助に関する事業	負担金、補助及び交付金	事業の実施に関する補助金	
2	県公式観光サイト及び県産品の広報に関する事業	人件費	事業の実施に伴う職員の報酬、共済費	
		旅費	事業の実施に伴う職員の旅費	
		印刷製本費	事業の実施に伴う印刷費、資料製本費等	
		需用費	事業の実施に伴う消耗品費等	
		役務費	事業の実施に伴う通信運搬費、広告費、手数料等	

		委託費	事業の実施に伴う事業委託費	
		備品購入費	事業の実施に伴う備品購入費	
		その他事業の実施に必要な経費	その他事業の実施に必要な経費（あらかじめ費用の内訳を示したものに限る。）	
		小計		
3	第1号及び第2号の事業を行う上で必要な事業	人件費	事業の実施に伴う職員の報酬、共済費	
		旅費	事業の実施に伴う職員の旅費	
		印刷製本費	事業の実施に伴う印刷費、資料製本費等	
		需用費	事業の実施に伴う消耗品費等	
		役務費	事業の実施に伴う通信運搬費、広告費、手数料等	
		委託費	事業の実施に伴う事業委託費	
		備品購入費	事業の実施に伴う備品購入費	
		その他事業の実施に必要な経費	その他事業の実施に必要な経費（あらかじめ費用の内訳を示したものに限る。）	
		小計		
		総計		

3 その他参考となる事項

添付書類：事業の内容の細目ごとの経費執行額を明らかにした書類

様式第6号（第10条関係）

県公式観光サイトを活用した県産品販売支援事業補助金確定通知書

令和 年 月 日
第 号

申請者
代表者 様

埼玉県知事 (公印省略)

令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった事業実績報告書に基づき、補助金の額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付確定額 | 金 | 円 |

様式第7号（第11条関係）

県公式観光サイトを活用した県産品販売支援事業補助金概算払
請求書

令和 年 月 日
第 号

（宛先）
埼玉県知事

所在地
申請者 名称
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた
令和 年度県公式観光サイトを活用した県産品販売支援事業補助金につ
いて、下記のとおり概算払いによって交付されたく請求します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
2 請求額 金 円
3 振込先

金融機関名	口座種別	口座番号	フリガナ 口座名義
銀行	普通		
支店	当座		

様式第8号（第12条関係）

県公式観光サイトを活用した県産品販売支援事業補助金返還事由
発生報告書

令和 年 月 日
第 号

（宛先）
埼玉県知事

所在地
申請者 名称
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で交付額の確定の通知を受けた県公式観光サイトを活用した県産品販売支援事業補助金について、補助金の返還事由が発生したので、要綱第12条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 該当する補助金の交付額の確定状況等

- | | | | |
|------------------|----|----|---|
| （1）年度 | 令和 | 年度 | |
| （2）交付決定（額の確定）通知日 | 令和 | 年 | 日 |
| （3）交付決定額 | 金 | | 円 |

2 発生した補助金の返還事由
別紙のとおり

別紙

県公式観光サイトを活用した県産品販売支援事業補助金返還発生状況

(一社) 埼玉県物産観光協会

(単位：円)

交付年度	事業者名	事業者への 支給年月日	事業者への 支給済額	返還事由 (摘要)	返還事由 発生日	協会から県への 返還所要額 (見込み)
小 計						

(記載例)

交付年度	事業者名	事業者への 支給年月日	事業者への 支給済額	返還事由 (摘要)	返還事由 発生日	協会から県への 返還所要額 (見込み)
令和3年度	〇〇〇〇〇〇	R3. 〇. 〇	550,000	〇〇〇〇〇〇	R3. 〇. 〇	125,000
令和3年度	△△△△△△	R3. △. △	230,000	△△△△△△	R3. △. △	52,000
小 計						177,000